

令和8年第4回京田辺市教育委員会臨時会会議録

日時 令和8年3月27日（金）午前10時00分 開会
午前10時40分 閉会
場所 京田辺市立社会福祉センター和室

会議日程

日程第1 議案第23号 京田辺市立中央公民館の管理運営に関する規則の全部改正について

出席者

教育長	山岡	弘高
委員（教育長職務代理者）	藤井	直
委員	上村	真代
委員	伊東	明子

（事務局出席職員）

教育部長	櫛田	浩子
教育指導監	片山	義弘
教育部副部長	古谷	隆之
教育総務室担当課長	平岡	孝章
社会教育課長	早田	陽輔
社会教育課担当課長	七五三	和広

（事務局書記職員氏名）

教育総務室総務係長	志場	吉洋
教育総務室再任用主査	鈴木	勝浩

会議の要旨

○開会宣言

教育長が開会の宣言をした。

○日程第1 議案第23号「京田辺市立中央公民館の管理運営に関する規則の全部改正について」

[説明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質疑]

(藤井委員)

中央公民館で行う事業として「体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。」とあるが、なぜ集会に限定するのか。

(事務局)

社会教育法の規定に合わせたものである。

(藤井委員)

中央公民館を使用できる者として、なぜ「市民を含む団体」に限定するのか。

(事務局)

京田辺市の施設でもあるので、京田辺市民を1人でも含む団体に使用していただくことを明記するものである。

(藤井委員)

今後、複合型施設での利活用を進める中で、市民が入っていないと使用できないとなると、活動の制約に繋がらないか。

(事務局)

複合型施設の整備に当たり、その管理運営に関する規則も整備されるが、使用できる者についても施設の趣旨に沿った整理がなされるものとする。

(藤井委員)

今回、市民が含まなければ使用できないと改正するのであれば、使用に制限がかかるように受け取られかねない。本規定は現行のままで良いのではないか。

(事務局)

使用を市民に限定する法的根拠はないので、現行の条例と規則に合わせた規定に修正したい。

(藤井委員)

条文の構成はどのような意図でこの順序とされたのか。

(事務局)

申請の流れが分かりやすくなるような順序とした。

(伊東委員)

使用申請に関する規定で、先行使用申請と随時使用申請のいずれかの申請を行うものとするところがあるが、どちらかの申請しかできないのか。

(事務局)

先行使用申請は事前に日を指定して申請していただくものであり、随時使用申請は先行使用申請の受付後に施設の空き状況を見て申請していただくものであるため、「いずれか」とした。

(伊東委員)

先行使用申請に関する規定で、申請は予約システムを利用する方法と紙の申請書を提出する方法が規定されているにもかかわらず、結果は予約システムによる公表しか規定されていないが、予約システムでしか結果を知ることはできないのか。

(事務局)

紙の申請書を提出された方については、予約システムを利用しなくても問い合わせただけであれば対応させていただくほか、窓口に来ていただかなくても結果をお知らせする方法を案内したい。

(教育長)

公表の方法が予約システムに限定して規定されているので、他にも知る方法があることが分かるような規定に見直してはどうか。

(事務局)

「予約システム等」と修正するとともに、予約システムのほか、問い合わせただけでも結果をお知らせする旨、説明会等で案内したい。

(藤井委員)

いずれにせよ、どうしても予約システムを利用しないといけないという印象を受けるので、従来どおりの方法でも申請できるということが分かるよう、市民が理解しやすいような配慮が必要ではないか。

(事務局)

申請される機会、説明会での案内、また、ホームページ等で、従来どおりの方法でも申請できる旨しっかり周知したい。

(上村委員)

以前、中央体育館を使用した際、市民が半数以上いないと使用できないと言われたが、今回、中央公民館を使用できる者を市民に限定しないこととして問題ないか。

(事務局)

中央公民館は社会教育法に基づく施設であり、使用できる方を限定せず、施設の趣旨に沿って使用されるかどうかを判断基準としている。一方、中央体育館は市民でなくても使用はできるが、料金面で市民と区別している。

[採 決]

第7条第1項及び第9条第4項について必要な修正を行うことを確認した上で可決された。

○閉会宣言

教育長が閉会の宣言をした。